# 第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画案について

# 1 策定の趣旨

鳥獣保護管理事業計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、国が定める「鳥獣の保護及び管理 を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即 して、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理事業を実施していくため に定める法定計画である。

現在の第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画(以下「第12次計画」という。)は、今年度で計画最終年度を迎えることから、基本指針が令和3年10月に変更されたことを受けて、第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画を策定する。

# 2 鳥獣保護管理事業計画で定める主な事項

- 鳥獣保護区の指定等に関する事項
- ・ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可に関する事項
- 特定猟具使用禁止区域の指定等に関する事項
- ・ 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
- 鳥獣の生息状況調査に関する事項
- 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

# 3 策定の経過

- (1) 神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討 神奈川県鳥獣総合対策協議会 2回(令和3年11月、令和4年2月)
- (2) 自然環境保全審議会での報告 計画の検討状況について報告(令和3年8月)
- (3) 市町村との調整

ア 計画策定に向けた意見照会 2回(令和3年1月、令和3年10月)

イ 計画素案に係る意見照会(令和3年12月 県民意見の募集に合わせて実施)

(4) 議会での報告

令和3年第3回県議会定例会環境農政常任委員会に計画素案報告(令和3年12月)

(5) 県民意見募集

県民意見の募集(令和3年12月~令和4年1月)

#### 4 県民意見募集等の結果

(1) 実施期間

令和3年12月15日(水)から令和4年1月14日(金)まで

(2) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 38件(県民5件、市町村33件)

# イ 意見の内訳

内 訳	県民	市町村	合計
保護について	1件	1件	2件
管理について	0件	15件	15件
その他	4件	17件	21件
合 計	5件	33件	38件

### ウ 意見の反映状況

内 訳	県民	市町村	合計
計画案に反映した(している)意見	0件	14件	14件
今後の参考とする意見	2件	0件	2件
計画案に反映できない意見	0件	17件	17件
その他	3件	2件	5件
合 計	5件	33件	38件

# エ 寄せられた主な意見

# (ア)計画案に反映した(している)意見

- ・ 「わなの構造に関する基準」について、「ツキノワグマやカモシカ等」の 「等」は、ツキノワグマ及びカモシカ以外の何を想定しているのか不明であ る。何が該当するのか具体的に列記するか、「等」を削るべきである。
- ・ 「錯誤捕獲の防止」について、「ツキノワグマやカモシカ等」の「等」は、 ツキノワグマ及びカモシカ以外の何を想定しているのか不明である。何が該 当するのか具体的に列記するか、「等」を削るべきである。
- ・ ニホンジカについては、原則として数の調整での対応となっているが、個 人も許可対象となる有害鳥獣の捕獲許可での柔軟な対応をお願いしたい。
- ・ 鳥獣の市街地出没対応について、昨年度、イノシシの市街地出没対応ガイドライン(案)について照会があったが、当該ガイドラインによる対応という旨の記載はしないのか。

# (イ)今後の参考とする意見

・ 「参考資料 4 狩猟鳥獣48種」に、ヤマドリ・ヤマシギ・タシギ・ニュウナイスズメ・キツネ・イタチ・ツキノワグマの神奈川県レッドデータ生物調査報告書(平成18年7月発行)で絶滅危惧種又は希少種に指定されている7種が、なぜ含まれているのか。

## (ウ)計画案に反映できない意見

- ・ 「錯誤捕獲の実態の報告」について、報告を求めるのであれば、錯誤捕獲 を防止する県内基準を提示していただきたい。
- ・ 「特定計画の作成に関する方針」の「関係する都県と協議・調整を行う。」 の箇所については、本市におけるニホンザルが想定され、担当者レベルで他 都県の市町村と情報交換を定例的に開催することで調整が取れていることか

ら、関連市町村も含めた形にされたい。

### (エ) その他

- ・ 傷病野生動物を捕獲するカゴの貸し出しや、捕獲のノウハウ・注意点を広めることをしてほしい。
- ・ 麻酔銃等を取り扱える事業者等と県が契約し、市街地近辺へ有害鳥獣が出 没した際には即応できる体制を検討していただきたい。
- ・ 「感染症への対応」について、「捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める」は、捕獲強化の具体策が文章上明確になっておらず、この捕獲強化が感染収束につながるのか疑問である。

# 5 計画案の概要

(1) 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

(2) 第12次計画からの主な変更点

### ア 捕獲許可の基準

鳥獣の管理を目的とする場合の許可対象者について、原則被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者としているが、市町村が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を追加する。

イ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

捕獲許可した者に対して、捕獲物又は採取物の処理につき、豚熱等の感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲・処理を行うよう指導する。また、被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

#### ウ 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、わなの形状や餌による誘引方法等の工夫、また、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣ができるよう、事業実施者に対して、事前の放獣体制等の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について、報告するよう指導する。やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行うものとする。

# 工 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲(登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲)については、捕獲を行った者から、出猟日数等の基本的な項目の報告を求めるほか、錯誤捕獲については、必要な情報の項目(鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等)を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

# オ 感染症への対応

近年の鳥インフルエンザや豚熱等の発生に伴い、生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼料等に影響の大きい鳥獣由来の感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を実施し、情報共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。

鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず関係部局が連携して対策を実施するとともに、関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

### (ア) 高病原性鳥インフルエンザ

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息 状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施 する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との 関わりや接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

# (イ) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)

平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱 (CSF) 感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係市町村等と捕獲強化等の対策を推進することによる感染収束に努める。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、積極的に普及啓発を行う。

また、アフリカ豚熱 (ASF) については、現在国内での感染はないが、国内への侵入リスクが高まっていることから野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、侵入防止に努める。そして、県内でのアフリカ豚熱 (ASF) の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

### (ウ) その他の感染症

SFTS (重症熱性血小板減少症候群)等の既に国内での感染者がみられている人獣共通感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、早期に発見し、対応できるよう、情報収集に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係機関等との情報共有に努める。

#### 6 今後のスケジュール(予定)

令和4年2月 令和4年第1回県議会定例会環境農政常任委員会へ計画案を報告 3月 計画策定・公表